

令和8年度 脳 MRI 健診助成 実施要綱

令和8年4月1日
一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、ドライバーの脳血管異常の早期発見及び早期治療を促進し、健康保持ならびに健康起因事故の防止を図るため、会員事業者がドライバーに対して実施した脳 MRI 健診費用の一部を助成する。

本要綱は、脳 MRI 健診助成に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な推進を目的とする。

1 実施期間

受付期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日（必着）までとする。

ただし、上記期間内であっても東ト協の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了とする。その際は、東ト協ホームページにて周知する。

2 助成額及び助成人数

助成額：1名につき10,000円

助成人数：250名

ただし、国または関係団体等から助成金が交付されている場合は、本助成金は交付しない。

3 助成対象事業者

助成対象となる事業者は、会費の滞納がない東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）であり、かつ中小企業者とする。

なお、中小企業者とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- (2) 常時使用する従業員数が300人以下の会社または個人事業主

4 助成対象者

次のすべてに該当するドライバーとする。

- (1) 令和8年4月1日現在の年齢が40歳以上である者
- (2) 都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転業務に従事している者
- (3) 令和8年2月1日～令和9年1月末までの間に受診し、かつ受診費用の支払いが完了している者
- (4) 助成対象事業者が受診費用を負担している者
- (5) 令和5年4月～令和8年3月末までの間に、本助成事業による助成金の交付申請を行っていない者

5 助成対象の検査

助成対象は、脳 MRI 健診（頭部 MRI と MRA 検査のセット）を受けた場合とする。なお、保険診療による検査は対象外とする。

6 申請方法及び申請書類

以下の申請様式に添付書類を添付し、東ト協会長宛に提出すること。

- (1) 「令和8年度 脳 MRI 健診助成に係る助成金交付申請書（請求書）」（様式1）
- (2) 「脳 MRI 健診助成金交付対象者一覧」（様式2）
- (3) 「宣誓書」（様式3）
- (4) 医療機関又は一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構が発行した会員事業者宛の請求書（写）
※医療機関発行の場合は、脳 MRI 健診（頭部 MRI 及び MRA 検査のセット）であること、受診日及び受診者名が記載されているもの。
※上記内容の記載がない場合は、受診が確認できる資料又は脳 MRI 健診受診証明書（様式4）を提出すること。
- (5) 医療機関又は一般社団法人運転従事者脳 MRI 健診支援機構が発行した会員事業者宛の領収書（写）
- (6) 雇用保険被保険者通知書（写）
※被保険者番号は判別できないよう塗りつぶすこと。
- (7) 助成対象者全員の在籍証明
（助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、又は運転者台帳のいずれか1点・写）
- (8) 「事業概況報告書」（写）
※「事業報告書」内の1号様式のみ

7 助成金の交付

東ト協は、第6項の申請内容を精査・確認のうえ、適正と認めた場合、会員事業者に対し助成金を交付する。

8 助成金の交付取消し及び返還

会員事業者が次のいずれかに該当する場合、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 国又は関係団体等から助成金が交付されている場合
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (3) 助成金の交付内容、付された条件、又は本要綱に違反した場合

また、交付取消しに係る助成金が既に支払われている場合は、東ト協は期限を定めて返還を求めることができる。

9 助成金申請の制限

会員事業者は、助成金の交付対象となったドライバーについて、令和8年4月1日から起算して3年を経過するまでは原則として申請を行うことはできない。 但し、あらかじめ東ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

※本助成の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ
〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-8
TEL 03-3359-6257

以 上